

看護管理者様  
施設等会員代表者様

公益社団法人千葉県看護協会  
会長 増渕 美恵子  
(公印省略)

### 施設等会員代表者会設置運営規程の改正について

日ごろより当協会事業の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。  
さて、先般開催されました令和7年度第6回理事会(令和8年3月5日開催)において協議の結果、「施設等会員代表者会設置運営規程」が下記のとおり改正されました。  
これにより、今後は施設等会員代表者名簿の発行を行わないこととなりました。本改正は、個人情報保護のための措置につき、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。  
御不明な点等ございましたら、総務課までお問い合わせください。

### 記

#### 施設等会員代表者会設置運営規程について

現行	変更案(下線部が変更箇所)
(施設等会員代表者) 第3条 施設等会員代表者は、会員が属する病院、診療所、行政機関等の各施設において、所属の会員により代表者として定められた者とする。	(施設等会員代表者) 第3条 施設等会員代表者は、会員が属する病院、診療所、行政機関等の各施設において、所属の会員により代表者として定められた者とする。 <u>2 協会は、施設等会員代表者の情報を適切に管理しなければならない。</u>
(名簿の作成) 第7条 協会は、施設等会員代表者名簿を管理し、千葉県看護協会ホームページへ掲載する。 2 前項の名簿は、施設等の記載事項が変更されたときはすみやかに訂正を行う。 3 第1項の名簿は、施設会員の相互連絡、協会からの広報、事務連絡等に利用し、名簿の利用に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。	(削除)
(施設会員への広報、事務連絡等) 第8条 (略) (施設会員以外の会員への配慮) 第9条 (略) (補則) 第10条 (略) (補則) 第11条 (略)	(施設会員への広報、事務連絡等) 第7条 (略) (施設会員以外の会員への配慮) 第8条 (略) (補則) 第9条 (略) (補則) 第10条 (略)
	附則 この規程は、令和8年3月5日から施行する。

<この件に関する問い合わせ先> 公益社団法人 千葉県看護協会 総務課  
〒261-0002 千葉市美浜区新港 249-4  
TEL:043-245-1744